第８６号議案

令和８年度江戸川区後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和８年度江戸川区の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、「第１表債務負担行為」による。

令和８年１１月２４日提出

江戸川区長　斉藤　猛

第　１　表　　債　務　負　担　行　為

事　　項	期　　間	限　　度　　額
後期高齢者医療保険料額決定（変更）通知書作成等委託	令和８年度から 令和９年度まで	千円 ３３，０５８